

有効期間満了日 平成36年3月31日

熊組対第828号

平成31年4月8日

暴力団構成員等に対する課税措置の促進について（通達）

【概要】

本通達は、暴力団の資金源対策の一環である課税通報制度の目的や通報に当たっての留意事項等を指示したものである。